発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年10月30日
【発行者の名称】	中山不動産株式会社 (NAKAYAMA FUDOUSAN Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　中山　耕一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区大須４丁目１１番５号
【電話番号】	052-212-6072（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長　村中　智光
【担当J－Adviserの名称】	株式会社日本M＆Aセンター
【担当J－Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　竹内　直樹
【担当J－Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J－Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	中山不動産株式会社 https://www.nakayamafudousan.co.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３ ４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ－Adviserを選任する必要があります。J－Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期（中間）	第16期（中間）	第17期（中間）	第15期	第16期
会計期間		自 2023年2月 1日 至 2023年7月31日	自 2024年2月 1日 至 2024年7月31日	自 2025年2月 1日 至 2025年7月31日	自 2023年2月 1日 至 2024年1月31日	自 2024年2月 1日 至 2025年1月31日
売上高	（千円）	1,388,535	2,042,737	2,073,350	3,348,452	5,077,854
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△44,580	29,713	△188,807	26,013	50,755
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（千円）	△32,649	18,594	△125,961	26,541	28,990
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	1,000	10,000	10,000	1,000	10,000
発行済株式数	（株）	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
純資産額	（千円）	257,109	334,895	219,329	316,300	345,291
総資産額	（千円）	2,346,150	3,176,571	5,167,788	2,794,856	3,433,009
１株当たり純資産額	（円）	6,427.73	8,372.38	5,483.24	7,907.52	8,632.28
１株当たり配当額（うち、１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（円）	△816.23	464.86	△3,149.04	663.55	724.76
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	11.0	10.5	4.2	11.3	10.1
自己資本利益率	（%）	△11.9	5.7	△44.6	8.8	8.8
株価収益率	（倍）	－	－	－	9.12	－
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△320,699	△296,743	△1,856,494	△539,474	△212,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△22,147	△102,410	14,896	76,671	△143,233
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	40,547	307,732	1,835,551	364,054	409,708
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	192,538	304,669	444,937	396,090	450,516
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	30 〔7〕	38 〔13〕	53 〔18〕	28 〔9〕	43 〔22〕

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

４．第15期中間会計期間及び第17期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期中間会計期間、第15期及び第16期の潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．株価収益率は第15期を除き株式取引の実績がなく株価の算定ができないため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年７月31日現在

従業員数(名)	53(18)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（）外数で記載しております。
２．当社の事業は不動産事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸仲介を主体とする不動産事業を行っており単一セグメントで事業活動を展開しております。

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用環境や企業収益の改善などにより緩やかながらも回復基調で推移いたしました。一方、物価上昇による個人消費への影響や、米国における関税政策の不確実性、不安定な中東情勢など景気の減速が懸念されております。

当業界における不動産売買事業を取り巻く環境につきましては、建築資材価格の高止まりや人手不足による人件費の上昇など建築コストの高騰が続いております。また、投資用不動産市場においては長期金利の上昇基調も見受けられますが、インフレの影響が少なく中長期的には安定したリターンが見込まれる不動産投資への期待は大きく、投資家の動向を注視していく必要があります。

こうした環境のもと、当社では、収益不動産の販売を核としたビジネスモデルにより事業展開を行い、魅力ある投資用不動産の開発・提供に注力し、売上高は前年同期比並みとなりました。一方、人件費を中心とした販管費の増加により営業損失となりました。

これらの結果、売上高は2,073,350千円(前年同期比1.5%増加)、営業損失は137,333千円(前年同期は営業利益62,712千円)、経常損失は188,807千円(前年同期は経常利益29,713千円)、中間純損失は125,961千円(前年同期は中間純利益18,594千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は444,937千円（前中間会計期間末比140,268千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は1,856,494千円（前年同期は296,743千円の使用）となりました。これは主に販売用不動産の増加額1,418,867千円、仕掛販売用不動産の増加額277,326千円及び税引前中間純損失190,182千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は14,896千円となりました。これは主に定期預金の払戻しによる収入53,007千円及び定期預金の預入れによる支出23,000千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,835,551千円となりました。これは主に物件購入に伴う短期借入れによる収入2,931,615千円、長期借入れによる収入345,000千円、社債の発行による収入191,607千円、短期借入金の返済による支出1,534,798千円及び長期借入金の返済による支出84,412千円等によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

当社は不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸仲介を主体とする不動産事業を行っており単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて記載しております。

(1) 生産実績

不動産事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

不動産事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業の種別	販売高(千円)	前年同期比(%)
不動産事業	2,043,067	101.9
その他事業	30,283	78.4
合計	2,073,350	101.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
ハクユウ株式会社	－	－	491,528	23.7

３ 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年4月28日に公表した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当Ｊ－Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当Ｊ－Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「Ｊ－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がＪ－Adviser契約を締結しているのは株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのＪ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はＪ－Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、Ｊ－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもＪ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当Ｊ－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜Ｊ－Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでＪ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

＜Ｊ－Advise契約解除に関する条項＞

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、同社(以下「乙」という。)は Ｊ－Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も

同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②　銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③　破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）　前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社から

の事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はｉからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J－Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(資産の部)

総資産は5,167,788千円（前期末比1,734,778千円増）となりました。流動資産につきましては、4,810,884千円（同1,653,036千円増）となりました。これは主に、販売用不動産の増加1,418,867千円及び仕掛販売用不動産の増加277,326千円等によるものです。固定資産につきましては、348,027千円（同72,865千円増）となりました。これは主に、繰延税金資産の増加64,387千円及びソフトウエア仮勘定の増加9,240千円等によるものです。繰延資産につきましては、8,876千円（同8,876千円増）となりました。これは、社債発行費の増加8,876千円によるものです。

(負債の部)

総負債は4,948,458千円（前期末比1,860,740千円増）となりました。流動負債につきましては、3,720,379千円（同1,411,488千円増）となりました。これは主に、短期借入金の増加1,396,817千円によるものです。固定負債につきましては、1,228,078千円（同449,251千円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加249,964千円及び社債の増加190,000千円によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては219,329千円（前期末比125,961千円減）となりました。これは、中間純損失125,961千円によるものです。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

2025年７月31現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (名古屋市中区)	本社設備	63,478	11,904	15,309	－	12,133	102,826	51(18)
東京支店 (東京都港区)	事務所設備	12,014	4,007	2,343	－	－	18,365	2(－)
名古屋地区 物件（2棟）	賃貸用不動産	15,680	－	－	18,861 (122)	－	34,541	－

（注）１．当社は、不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸仲介を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２．「その他」は、リース資産、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定であります。

３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（）外数で記載しております。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2025年７月31日）	公表日現在発行数（株）（2025年10月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	160,000	120,000	40,000	40,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	160,000	120,000	40,000	40,000	－	－

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年４月30日（注）	－	40,000	9,000	10,000	－	－

（注）2024年４月26日開催の株主総会決議に基づき、利益剰余金の額の減少を行い、その金額を資本金に組み入れたものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年７月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
中山耕一	愛知県名古屋市中区	39,900	99.75
株式会社秀陽	愛知県名古屋市中区新栄２丁目44番20号	100	0.25
計	－	40,000	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年７月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式(自己株式等)	－	－	－
議決権制限株式(その他)	－	－	－
完全議決権株式(自己株式等)	－	－	－
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,000	400	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	40,000	－	－
総株主の議決権	－	400	－

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年２月	３月	４月	５月	６月	７月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。
２．2025年２月から2025年７月については、売買実績はありません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年２月１日から2025年７月31日まで）の中間財務諸表について、かがやき監査法人の期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2025年1月31日)		当中間会計期間 (2025年7月31日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	567,516	※2	517,169
売掛金		22,637		21,756
販売用不動産	※1,※2	1,918,605	※2	3,337,473
仕掛販売用不動産	※2	563,453	※2	840,780
前渡金		48,473		35,650
前払費用		28,497		40,181
その他		9,110		18,280
貸倒引当金		△447		△408
流動資産合計		3,157,847		4,810,884
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	96,956	※2	91,174
車両運搬具		19,815		15,912
工具、器具及び備品		20,788		17,652
土地	※1,※2	18,861	※2	18,861
リース資産		2,777		2,216
有形固定資産合計		159,198		145,816
無形固定資産				
ソフトウエア		836		676
ソフトウエア仮勘定		－		9,240
無形固定資産合計		836		9,916
投資その他の資産				
出資金		15,300		17,860
長期前払費用		9,771		14,767
長期預金		22,500		26,800
保険積立金	※2	27,283	※2	29,237
繰延税金資産		31,005		95,392
その他		9,267		8,236
投資その他の資産合計		115,126		192,294
固定資産合計		275,162		348,027
繰延資産				
社債発行費		－		8,876
繰延資産合計		－		8,876
資産合計		3,433,009		5,167,788

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年1月31日）		当中間会計期間 （2025年7月31日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		172,785		148,468
短期借入金	※2	1,765,724	※2	3,162,541
１年内返済予定の長期借入金	※2	128,758	※2	139,382
未払金		30,826		54,248
未払費用		46,274		56,268
未払法人税等		35,317		166
リース債務		1,234		1,210
契約負債		16,631		45,077
賞与引当金		35,179		27,033
完成工事補償引当金		6,672		6,222
その他		69,488		79,760
流動負債合計		2,308,891		3,720,379
固定負債				
社債		50,000		240,000
長期借入金	※2	701,537	※2	951,501
長期未払金		20,020		17,125
リース債務		1,901		1,308
資産除去債務		1,912		1,912
その他		3,455		16,231
固定負債合計		778,826		1,228,078
負債合計		3,087,718		4,948,458
純資産の部				
株主資本				
資本金		10,000		10,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		335,291		209,329
利益剰余金合計		335,291		209,329
株主資本合計		345,291		219,329
純資産合計		345,291		219,329
負債純資産合計		3,433,009		5,167,788

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年2月　1日 至　2024年7月31日）	当中間会計期間 （自　2025年2月　1日 至　2025年7月31日）
売上高	2,042,737	2,073,350
売上原価	1,633,341	1,704,102
売上総利益	409,395	369,247
販売費及び一般管理費	※ 346,683	※ 506,581
営業利益又は営業損失（△）	62,712	△137,333
営業外収益		
受取利息及び配当金	97	373
助成金収入	136	－
受取手数料	174	87
受取保険金	－	537
為替差益	166	468
その他	115	187
営業外収益合計	690	1,653
営業外費用		
支払利息	32,988	52,783
その他	700	344
営業外費用合計	33,689	53,127
経常利益又は経常損失（△）	29,713	△188,807
特別利益		
固定資産売却益	3,997	－
特別利益合計	3,997	－
特別損失		
固定資産除却損	－	1,374
特別損失合計	－	1,374
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	33,710	△190,182
法人税、住民税及び事業税	16,700	166
法人税等調整額	△1,584	△64,387
法人税等合計	15,116	△64,220
中間純利益又は中間純損失（△）	18,594	△125,961

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年2月　1日 至　2024年7月31日）	当中間会計期間 （自　2025年2月　1日 至　2025年7月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	33,710	△190,182
減価償却費	12,914	13,488
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△72	△39
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3,460	△8,145
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	1,303	△450
受取利息及び受取配当金	△97	△373
支払利息	32,988	52,783
固定資産売却益	△3,997	－
固定資産除却損	－	1,374
売上債権の増減額（△は増加）	△874	881
販売用不動産の増減額（△は増加）	△298,772	△1,418,867
仕掛販売用不動産の増減額（△は増加）	△42,114	△277,326
有形固定資産から販売用不動産への振替	5,094	－
仕入債務の増減額（△は減少）	△7,874	△24,316
その他資産の増減額（△は増加）	△15,854	13,215
その他負債の増減額（△は減少）	18,003	84,805
小計	△269,101	△1,753,151
利息及び配当金の受取額	97	365
利息の支払額	△35,274	△68,390
法人税等の還付額	8,119	－
法人税等の支払額	△582	△35,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	△296,743	△1,856,494
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△64,900	△23,000
定期預金の払戻しによる収入	20,000	53,007
出資金の払込による支出	△810	△2,560
有形固定資産の取得による支出	△52,601	△1,356
有形固定資産の売却による収入	4,531	－
保険積立金の積立による支出	△2,041	△1,954
その他	△6,588	△9,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△102,410	14,896
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,686,048	2,931,615
短期借入金の返済による支出	△1,595,938	△1,534,798
長期借入れによる収入	360,000	345,000
長期借入金の返済による支出	△130,170	△84,412
社債の発行による収入	－	191,607
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△617	△617
割賦債務の返済による支出	△1,590	△2,844
財務活動によるキャッシュ・フロー	307,732	1,835,551
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	468
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△91,421	△5,578
現金及び現金同等物の期首残高	396,090	450,516
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 304,669	※ 444,937

【注記事項】
（中間貸借対照表関係）

※１　保有目的の変更

前事業年度（2025年１月31日）

固定資産として計上されていた「土地」5,094千円を保有目的の変更により、「販売用不動産」に振り替えております。

当中間会計期間（2025年７月31日）

該当事項はありません。

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年１月31日）	当中間会計期間 （2025年７月31日）
現金及び預金（定期預金）	45,000	45,000
販売用不動産	1,675,352	3,117,681
仕掛販売用不動産	562,053	779,853
建物	16,224	15,680
土地	18,861	18,861
保険積立金	27,283	29,237
計	2,344,774	4,006,314

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年１月31日）	当中間会計期間 （2025年７月31日）
短期借入金	1,705,724	3,028,541
１年内返済予定の長期借入金	48,246	48,590
長期借入金	287,880	575,908
計	2,041,850	3,653,039

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費

主要な費目の内訳

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年２月　１日 至　2024年７月31日）	当中間会計期間 （自　2025年２月　１日 至　2025年７月31日）
給料手当	97,954	131,621
賞与引当金繰入額	11,804	18,250

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年２月　１日 至　2024年７月31日）	当中間会計期間 （自　2025年２月　１日 至　2025年７月31日）
現金及び預金	417,669	517,169
預入期間が３か月を超える定期預金	△113,000	△82,700
証券口座預け金（その他流動資産）	－	10,468
現金及び現金同等物	304,669	444,937

（金融商品関係）

金融商品の当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前会計年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、不動産買取再販・収益不動産販売・賃貸仲介を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年２月１日 至 2024年７月31日）

（単位：千円）

	不動産事業	その他	合計
不動産買取再販	647,408	－	647,408
収益不動産販売	1,283,620	－	1,283,620
賃貸仲介	1,123	－	1,123
求職者支援訓練事業	－	38,623	38,623
顧客との契約から生じる収益	1,932,152	38,623	1,970,776
その他の収益	71,961	－	71,961
外部顧客への売上高	2,004,113	38,623	2,042,737

（注）「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

当中間会計期間（自 2025年２月１日 至 2025年７月31日）

（単位：千円）

	不動産事業	その他	合計
不動産買取再販	863,586	－	863,586
収益不動産販売	1,061,067	－	1,061,067
賃貸仲介	10,185	－	10,185
求職者支援訓練事業	－	30,283	30,283
顧客との契約から生じる収益	1,934,839	30,283	1,965,122
その他の収益	108,227	－	108,227
外部顧客への売上高	2,043,067	30,283	2,073,350

（注）「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益又は中間純損失及び算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2024年２月　１日 至　2024年７月31日）	当中間会計期間 （自　2025年２月　１日 至　2025年７月31日）
１株当たり中間純利益又は中間純損失（△）	464円86銭	△3,149円04銭
（算定上の基礎）		
中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	18,594	△125,961
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	18,594	△125,961
普通株式の期中平均株式数（株）	40,000	40,000

（注）前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（多額な資金の借入）

１．当社は、2025年８月25日開催の臨時取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下の通り実行いたしました。

（１）借入先	株式会社セゾンファンデックス
（２）借入金額	320百万円
（３）借入実行日	2025年８月28日
（４）借入期間	１年
（５）金利	固定金利
（６）担保提供資産の有無	有
（７）資金使途	販売用不動産の取得

２．当社は、2025年10月28日開催の臨時取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下の通り一部実行、一部実行予定です。

（１）借入先	信用組合愛知商銀
（２）借入金額	259百万円
（３）借入実行日	2025年10月29日、2025年10月31日
（４）借入期間	２年
（５）金利	固定金利
（６）担保提供資産の有無	有
（７）資金使途	販売用不動産の取得

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は2025年10月21日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について、決議いたしました。

１．株式分割について

（１）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、今後投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①分割の方法

2025年11月７日（金曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する株式数を１株につき５株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　40,000株

今回の分割により増加する株式数　160,000株

株式分割後の発行済株式数　　200,000株

株式分割後の発行可能株式総数　　800,000株

③分割の日程

基準日公告日　　2025年10月24日(金曜日)

基準日　　2025年11月７日(金曜日)

効力発生日　　2025年11月８日(土曜日)

（３）その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（４）１株当たり情報に及ぼす影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における１株当たり情報の各数値は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2024年２月　１日 至　2024年７月31日）	当中間会計期間 （自　2025年２月　１日 至　2025年７月31日）
１株当たり中間純利益又は中間純損失	92円97銭	△629円80銭

２．定款の一部変更について

（１）変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第２項の規定に基づき、取締役会決議により、2025年11月８日（土曜日）を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(２)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 160,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 800,000株とする。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月30日

中山不動産株式会社
　取締役会　御中

かがやき監査法人
名古屋事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　林　幹根

指定社員
業務執行社員　公認会計士　牛丸　智詞

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中山不動産株式会社の2025年２月１日から2026年１月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2025年２月１日から2025年７月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山不動産株式会社の2025年７月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開

示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上